

令和8年度

ポイント

税制改正の

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



04

個人所得課稅

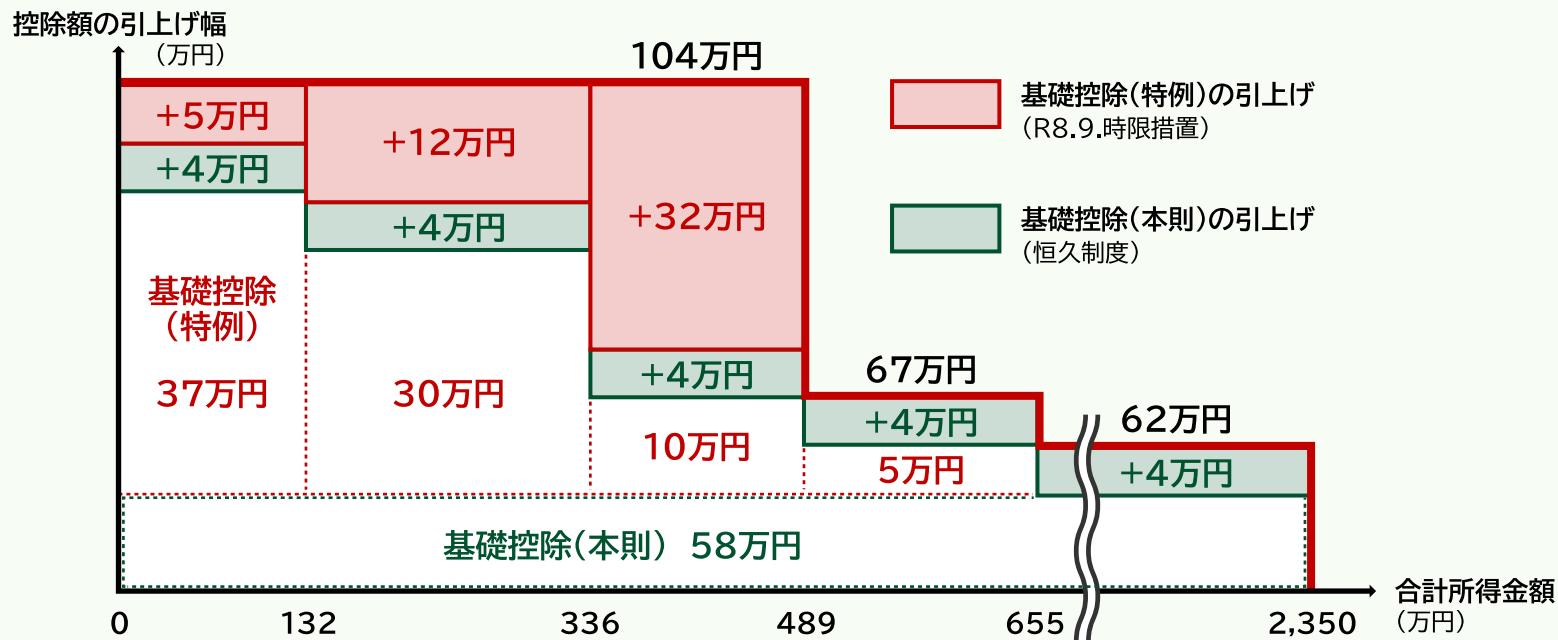
基礎控除等の適時引き上げ



足元の物価高への措置として、物価上昇に連動した基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されます。
また、三党合意により、中低所得者に配慮した「年収の壁」の引き上げの時限措置が講じられます。

【基礎控除の引き上げ】

- ①合計所得金額が2,350万円以下の個人の控除額が恒久的に4万円引き上げられます。 → 基礎控除(本則)の引き上げ
- ②令和8年・令和9年の時限措置 → 基礎控除(特例)の引き上げ
合計所得金額が489万円以下である場合42万円まで引き上げられます。
合計所得金額が489万円超655万円以下である場合は5万円の引き上げとなります。



基礎控除等の適時引き上げ

【給与所得控除の最低保障額の引き上げ】

- ①給与所得控除について最低保障額が恒久的に4万円引き上げられます。→ 紙と所得控除額の(本則)の引き上げ
②令和8年・令和9年の時限措置として給与所得控除の最低保障額がさらに5万円引き上げられます。→ 紙と所得控除額の(特例)の引き上げ



実務上の留意点

- 以下についてもそれぞれ4万円引き上げられます。
 - ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件(58万円以下→62万円以下) ※所得税・個人住民税
 - ・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件(58万円以下→62万円以下) ※所得税・個人住民税
 - ・勤労学生の合計所得金額要件(85万円以下→89万円以下)
※所得税・個人住民税
 - ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額(65万円以下→69万円以下)
※所得税のみ
- ひとり親控除については控除額が3万円引き上げられます。(所得税:35万円→38万円 個人住民税:30万円→33万円)
- 地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額については、現行の65万円から69万円に引き上げられますが、基礎控除は据え置きます。

適用時期

- 所得税については令和8年分以後適用されます。(ひとり親控除のみ令和9年分以後)
- 個人住民税については令和9年分以後適用されます。(ひとり親控除のみ令和10年分以後)
- 給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。
- 給与所得控除に係る源泉徴収税額表及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。
- 給与所得控除の最低保障額の特例については、年末調整において適用されます。

住宅ローン控除の適用期間の延長と見直し①



- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が**5年延長**されます。
- ・省エネ基準適合以上の控除期間が10年間から**13年間に拡充**されます。

【控除率・借入限度額及び控除期間】

			改正(前)	改正(後)	
			令和6年～令和7年に居住	令和8年～令和9年に居住	令和10年～令和12年に居住
控除率		0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
新築・買取再販	借入限度額 及び 控除期間	認定住宅	4,500万円/13年 (特例対象個人 5,000万円)	4,500万円/13年 (特例対象個人 5,000万円)	
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	
		省エネ基準適合住宅	3,000万円/13年 (特例対象個人 4,000万円)	2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)	新築 適用対象外(※1) 買取再販 2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)
		一般住宅	新築 適用対象外 買取再販 2,000万円/10年	新築 適用対象外 買取再販 2,000万円/10年	
中古住宅	借入限度額 及び 控除期間	認定住宅	3,000万円/10年	3,500万円/13年 (特例対象個人 4,500万円)	
		ZEH水準省エネ住宅		2,000万円/13年 (特例対象個人 3,000万円)	
		省エネ基準適合住宅	2,000万円/10年	2,000万円/10年	
		一般住宅		2,000万円/10年	

(※1) 新築等の省エネ基準適合住宅のうち、令和9年12月31日以前に建築確認を受けたもの又は登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前であるものを、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には対象となります。 (借入限度額2,000万円、控除期間10年)。

住宅ローン控除の適用期間の延長と見直し②



- 安心・安全な住まいの実現の観点から、災害リスクの高い地域での新築住宅については、住宅ローン控除の対象外とされます。
- 40m²の特例の対象範囲が既存住宅にも拡充されます。

【新築・買取再販・中古の共通要件】

		改正(前)	改正(後)			
立地要件	新規	令和6年～令和7年に居住	令和8年～令和9年に居住	令和10年～令和12年に居住		
	買取再販・中古	要件無	要件無	災害危険区域等内の場合は 適用対象外(※2)		
				要件無		
所得要件		合計所得金額 2,000万円以下		合計所得金額 2,000万円以下		
床面積要件		50m ² 以上		50m ² 以上		
緩和措置		特例居住用家屋・特例認定住宅等で、 床面積が40m ² 以上50m ² 未満であり、 その年の合計所得金額が1,000万円以下の場合。		住宅区分に関わらず、床面積が40m ² 以上50m ² 未満であり、 合計所得金額が1,000万円以下の場合。(※3)		

(※2) 当該個人、当該個人の配偶者又は2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋の建替えによる新築は適用対象となります。

また、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は適用対象となります。

(※3) 特例対象個人については、上乗せ措置との選択適用が必要になります。



気候風土適応住宅が本特例の対象に追加されますが、借入限度額等の詳細が定められておりません。引き続き情報を注視していく必要があります。

適用時期

住宅の取得等をして、令和8年1月1日以後居住の用に供した場合について適用されます。

NISAの対象商品の拡充等



- ①つみたて投資枠の対象年齢が0歳まで拡充されます。
- ②つみたて投資枠の対象となる指数について、対象株式指数が追加されます。
- ③投資枠対象商品の要件が「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へ緩和され、債券中心の商品が追加されます。

【1. 対象年齢】

	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0~17歳	18歳以上
投資上限額	年間60万円	年間120万円
非課税保有期間	17歳まで	無期限
生涯非課税限度額 (総枠)	600万円	 18歳に達した場合 自動的に移行 1,800万円 1,200万円(内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (同右)	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 上場株式・投資信託等 (※)安定的な資産形成につながる投資商品 に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託 などを対象から除外
運用管理	一定の要件(※)の下、12歳以降は 払出しが可	制限なし

(※)子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能となります。

【2.対象株式指数の追加】

「マーケット全体を広くカバー」「市場関係者に広く浸透」という観点を踏まえ、国内市場を対象とした株式指数のうち、一定のものが追加されます。
一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託が追加されます。

【3.債券中心の商品の追加等】

一定の投資信託に対するつみたて投資枠の対象商品の要件である「投資対象の50%超が株式又は債券であること」へと緩和されます。
(※)運用資産に株式を含むこととする要件は存置されます。

暗号資産取引に係る必要な法整備



- ・総合課税(住民税含む最大55.945%)の対象から申告分離課税(住民税含む最大20.315%)の対象となります。
- ・暗号資産の取引に係る譲渡損失は、一定の要件の下で、翌年以後3年間の繰越控除が可能となります。
- ・金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(「特定暗号資産」)に限定されます。

【背景】

- ・国民の資産形成に資するものとして暗号資産を金融商品として業法において位置づけ、投資家保護の観点から制度整備化を図る。
- ・総合課税から申告分離課税へと課税方式を変更することで、暗号資産の経済性の向上、経済機能の円滑化を図る。

	改正（前）	改正（後）
規制法令	資金決済法	金融商品取引法
所得税課税方式	総合課税	申告分離課税
所得税・復興特別所得税率(住民税含む)	55.945%	20.315%
譲渡損失の繰越控除	繰越不可	その年の翌年以後3年間の繰越可能
適用対象取引	現物取引、デリバティブ取引	現物取引、デリバティブ取引、ETF(上場証券投資信託)

【総合課税の譲渡所得】

- ・特定暗号資産に該当しない暗号資産の譲渡は総合課税の譲渡所得となり、以下の特例は適用されません。

	特定暗号資産以外の暗号資産の譲渡
譲渡所得の特別控除額	控除不可
5年超え保有資産の2分の1計算	適用不可
損益通算	通算不可



大綱に記載はありませんが、改正法の施行により、国外転出時課税の対象となる可能性があります。

適用時期

金融商品取引法改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後の取引について適用となります。(金融商品取引法の改正を前提)

総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大



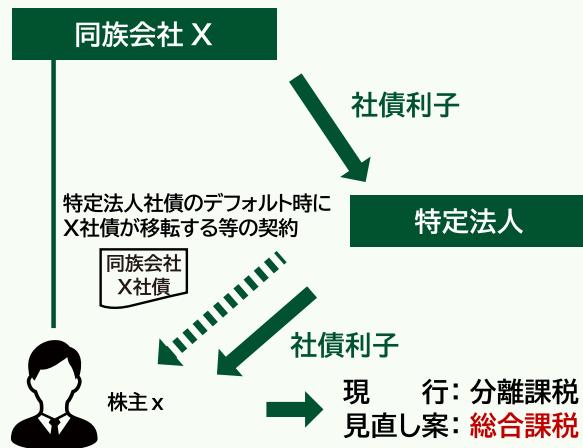
同族会社の株主が支払を受ける社債の利子について、第三者(特定法人)を介して総合課税を回避するスキームについても総合課税の対象に追加されます。

【改正前】

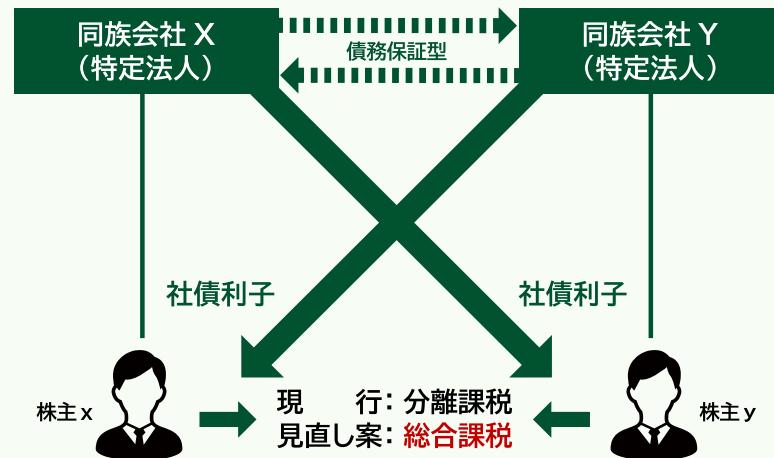
社債利子は原則、分離課税とされていますが、同族会社の株主が役員報酬等を社債の利子で受領することで総合課税を免れる事例が見られたため、同族会社の株主が支払いを受ける社債の利子については総合課税の対象とされています。

把握されているスキームの例

①第三者法人介在型



②たすき掛け型



同族会社が債務保証契約を結んでいるなどの理由により、同族会社の役員等が実質的に損失を負わないと判断される場合に適用されます。

適用時期

令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子および償還金に適用されます。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化



- 税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置として、特別控除額を現行の3億3,000万円から1億6,500万円に引き下げるとともに、税率を現行の22.5%から30%に引き上げられます。
- その年分の基準所得金額から1億6,500万円を控除した金額に30%の税率を乗じた金額がその年の基準所得税額を超える場合は、その超える金額に相当する所得税が課税されます。

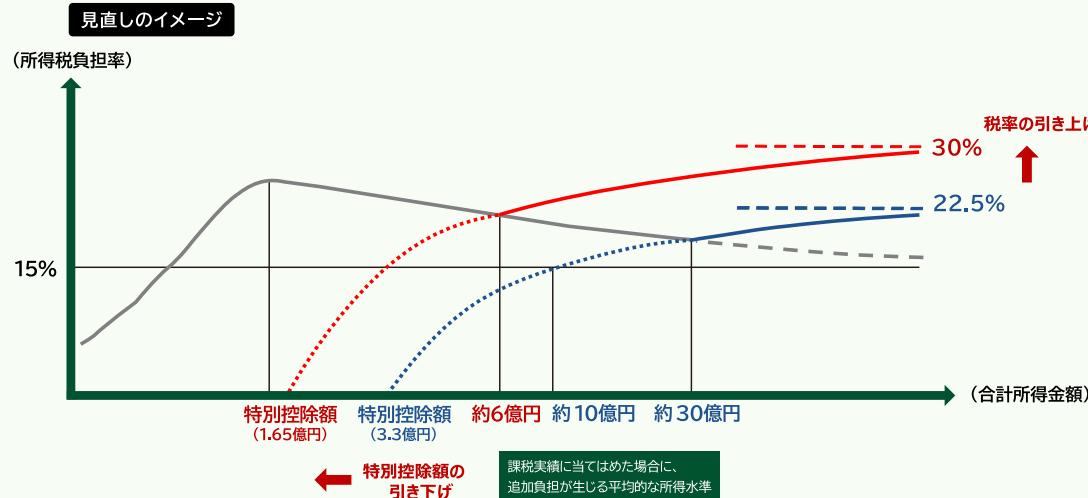
【改正前】所得税の計算

- ①所得税額
 - ② $((\text{基準所得金額}(\times) - \text{特別控除額}(3\text{億}3,000\text{万円})) \times 22.5\%)$
- ⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

【改正後】

- ①所得税額
 - ② $((\text{基準所得金額}(\times) - \text{特別控除額}(1\text{億}6,500\text{万円})) \times 30\%)$
- ⇒②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

(※)・株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。)
・スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。



—

適用時期 ➤ 令和9年分以後の所得税について適用となります。

青色申告特別控除の見直し



会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を推進する観点から、青色申告特別控除について見直しを行うことになります。

①【改正前】の控除額55万円は、電子情報処理組織(e-Tax)を利用しない場合(書面申告)、【改正後】は控除額が10万円に引き下げとなります。

②複式簿記を行い電子情報処理組織(e-Tax)を利用する者であって、かつ、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。)との要件を満たすものは、【改正後】は控除額を75万円に引き上げとなります。

【改正前】

条件	控除額
複式簿記+イ～ハのいずれか イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) 口 請求書データ等と自動連携 ハ 電子申告	65万円
複式簿記(上記イ～ハを満たさず=書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円

- イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合
- 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

【改正後】

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・口のいずれか イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴) 口 請求書データ等との自動連携	75万円
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】(※)	

(※)その年の前々年の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるものは除外されます。



控除額を75万円に引き上げるにあたり、一定の要件(優良な電子帳簿、請求書データ等との自動連携)を満たしているかの確認も必要になります。

適用時期 令和9年度分以後の所得税について適用されます。

マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額の見直し



- ①マイカー通勤に係る通勤手当について、所得税非課税限度額が引き上げられます。
- ②駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されます。

- ①マイカー通勤に係る通勤手当について、所得税の1月あたり非課税限度額が次のように引き上げられます。

通勤距離区分(片道)	非課税限度額	
	改正(前)	改正(後)
片道2km未満	(全額課税)	同左
2km以上10km未満	4,200円	同左
10km以上15km未満	7,100円	7,300円(※1)
15km以上25km未満	12,900円	13,500円(※1)
25km以上35km未満	18,700円	19,700円(※1)
35km以上45km未満	24,400円	25,900円(※1)
45km以上55km未満	28,000円	32,300円(※1)
55km以上65km未満	31,600円	38,700円(※1)
65km以上75km未満		45,700円(※2)
75km以上85km未満		52,700円(※2)
85km以上95km未満		59,600円(※2)
95km以上		66,400円(※2)

(※1)令和7年11月20日に政令改正を施行済。

(※2)65km以上の距離区分については、上記の政令改正で38,700円に引き上げたうえで、今回新たに距離区分を設け、更に引き上げを行う。

- ②一定の要件を満たす駐車場等を利用する者の通勤手当について、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月あたりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円が上限)が加算されます。



—

適用時期

令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。
(※1)のみ令和7年4月1日以後に受けるべき通勤手当について遡及適用されます。

給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整



給与収入と公的年金等収入の両方の収入がある場合、給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額の上限が280万円になります。

【背景】

給与収入のみの場合と、給与収入と公的年金等収入の両方がある場合で、両者間の控除額の差の問題が顕在化。

【改正内容】

給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合、超える部分の金額がその公的年金等控除額から控除されます。
(上限を280万円)

(単位:万円)

	改正(前)					改正(後)				
	200	400	600	850	1,000	200	400	600	850	1,000
年収額	200	400	600	850	1,000	200	400	600	850	1,000
給与のみの場合 (給与所得控除額のみ)	68	124	164	195	195	68	124	164	195	195
給与及び年金がある場合 (給与所得控除と公的年金等控除の合計額)	110	178	234	284	300	110	178	234	280	280

(※1)年金受給者は65歳以上の者と仮定。

(※2)上図では年金収入を200万円とし、公的年金等控除額は110万円で計算。



生活設計上は、在職老齢年金制度による年金受け取り額の減少も考慮する必要があります。

適用時期

令和9年分以後の所得税に適用されます。

従業員への食事の支給に係る課税関係



- 使用者(会社)からの食事の支給(現物)により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円(現行:月額3,500円)に引き上げられます。
- 使用者(会社)が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下(現行:300円以下)に引き上げられます。

【原則】

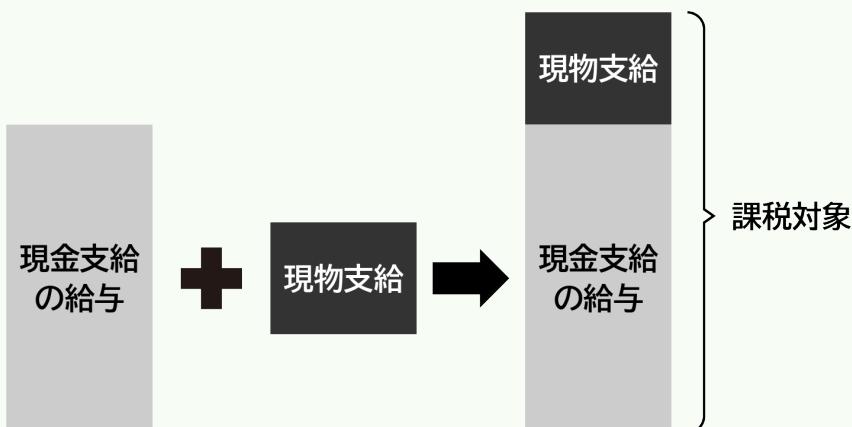
使用者(会社)から現物支給を受けた場合には、給与として課税されます。

【食事通達】

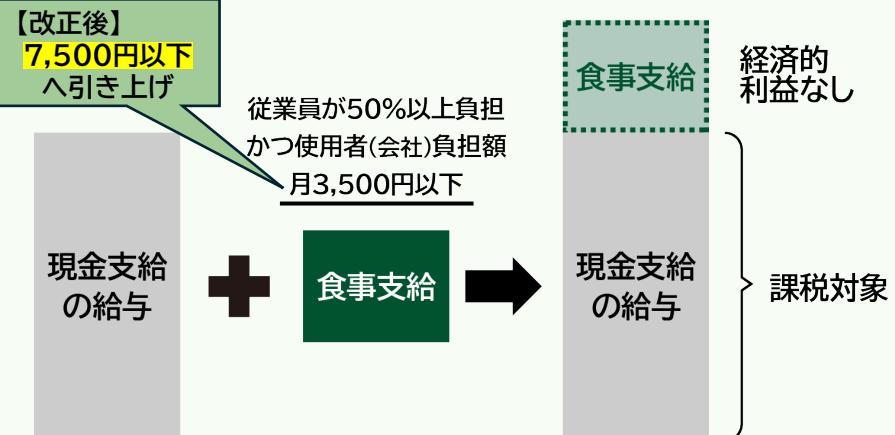
従業員等に支給する食事は、次のすべての要件を満たした場合には給与として課税されません。

- 従業員等が食事の価額の50%以上負担していること
- 使用者(会社)負担が月額7,500円(現行:月額3,500円)以下であること

原則



食事通達



- 非課税の要件を満たさない場合には、使用者(会社)負担額が給与として課税されます。
- 金額は税抜で判定します。

適用時期

→

ふるさと納税制度の特例控除額の見直し



個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、特例控除額の控除限度額の見直しが行われます。

本見直しにより、高所得者に対する所得に応じて上限なく増える特例控除額について、定額上限(給与収入1億円相当)が設けられます。例えば、給与収入1億円以上の独身又は夫婦共働き(給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方)の場合、所得税等も含めた寄附上限額は438万円になります。

	改正（前）	改正（後）
道府県民税	個人住民税所得割額の2割	以下いずれか低い金額 ・個人住民税所得割額の2割 ・77万2千円 (指定都市に住所を有する者の場合、38万6千円)
市町村民税	個人住民税所得割額の2割	以下いずれか低い金額 ・個人住民税所得割額の2割 ・115万8千円 (指定都市に住所を有する者の場合、154万4千円)



—

適用時期

令和10年度分以後の個人住民税について適用されます。